

ワークライフバランス

税関では出産した女性のほぼ100%が育児休業制度を利用しています。また、復職後もほとんどの女性が育児時間制度を利用して仕事と育児を両立しながら勤務しています。男性職員も配偶者出産休暇、育児参加休暇、育児休業等、様々な制度を利用しています。

仕事と子育ての両立支援



対象男女	No.	両立支援制度	取得可能期間
●	1	配偶者出産休暇	入院等の日から出産の日後2週間(2日の範囲内)
●	2 3	男性育児参加休暇	産前6週間(多胎妊娠は14週間)、産後8週間までの期間のうち5日の範囲内 ※産前期間は小学校未就学の子を養育する場合に限る
●	2 3	産前・産後休暇	産前6週間(多胎妊娠は14週間)、産後8週間までの期間
●	8	妊産婦の健康診査・保健指導	生後1年に達しない期間
●	8	妊産婦の業務軽減	生後1年に達しない期間
●	8	妊産婦の深夜勤務・時間外勤務の制限	生後1年に達しない期間
●	9	妊婦の休息・補食	妊婦の期間
●	9	妊婦の通勤緩和	妊婦の期間

対象男女	No.	両立支援制度	取得可能期間
● ●	3 4	保育時間	生後1年に達しない期間
● ●	5	育児休業	子が3歳に達するまでの期間
● ●	5	超過勤務免除	子が3歳に達するまでの期間
● ●	6	育児時間	小学校就学の始期に達するまでの期間
● ●	6	育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの期間
● ●	6	深夜勤務・超過勤務制限	小学校就学の始期に達するまでの期間
● ●	6	子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの期間(年5日の範囲内) ※対象となる子が2人以上の場合は年10日
● ●	7	早出・遅出勤務	小学校就学の終期までの期間 ※小学校に就学している子については、放課後児童クラブ等に通う子を迎え又は送りに行く場合に限る
● ●	7	休憩時間の短縮	小学校就学の終期までの期間 ※小学校に就学している子については、子の送迎のため住居以外の場所へ赴く場合に限る